

<要旨>

エビデンスに基づく万引き対策

拓殖大学政経学部教授 守山 正

わが国の犯罪現象において、平成14年以降、刑法犯認知件数は著しい減少傾向にありながら、罪種・手口別にみると、万引きは横ばい傾向がみられ、他の罪種の動向と異なっている。

従来、万引きは少年の問題と捉えられ、家庭、学校、地域社会などで少年を対象とした種々の対策が講じられてきたが、平成24年以降、万引犯検挙者数において、65歳以上の高齢者が少年を上回る事態が生じている。これまで少年関係については、万引きの実態やその分析は多少行われているが、高齢者については、なぜ万引きを行っているかについては十分な分析がなされていないのが現状である。

そこで、近年刑事政策でしばしば指摘されるように、「エビデンスに基づく」万引き対策を提唱したいと考える。これはたんに経験則や一部の事実のみで対策を議論するのではなく、厳密な調査による知見に基づき議論することを意味する。言うまでもなく、正確な実態を把握や分析しない限り、有効な対策を講じることは困難だからである。「エビデンスに基づく」とは科学的と同義であり、正確な実態の把握・分析にとどまらず、さらには対策の有効性も検証することにある。すなわち、複数の地域、店舗での発生状況を比較し、どの地域、店舗、曜日、時間帯で、どのような品目に万引きが多発しているのか。逆に、どの店舗では万引きが発生していないのか、それはなぜかなどを調べるのである。他方、対策面では万引きの性格上、多発する店舗のレイアウト、商品ディスプレイの方法、ガードマンの有無なども考察対象となるが、要するに、環境犯罪学が教えるように、犯行者の目で店舗を観察することが重要な視点となる。

実際の調査では、高齢者の万引きについて量的・質的観察を行い、その分析に基づいて対策を講じ、かつその対策の有効性についても評価を行う。通常、実態調査ではアンケート調査やヒヤリング調査が実施される。これまで万引きに関する調査や対策は種々行われてきたが、その効果については検証や評価がなされておらず、どのような対策が有効であるのかが依然、不明と言わざるを得ない。

高齢者の万引きは、人生経験豊富な思慮分別のある者の犯罪行為であり、その意味で成長途上の少年と異なり、成人の規範の欠如という意味でむしろ深刻であり、社会全体に与える影響も少なくない。また、もちろん万引きの発生した店舗でも経済的損失だけではなく、その処理においても時間的人材的な負担が強いられている。したがって、今後、高齢化社会を迎えることからも、正確な実態を把握し、万引き対策を効果的に行い、社会の規範の維持に努めるべきと思われる。